

苫小牧市生ごみ堆肥化容器及び電動生ごみ処理機助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭系厨芥類（以下「生ごみ」という。）の自家処理を促進し、ごみの減量化に資するため、生ごみ堆肥化容器（以下「容器」という。）及び電動生ごみ処理機（以下「処理機」という。）の購入者に対する助成金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 市内に居住していること。ただし、事業所等は除く。
- (2) 生ごみの減量及び資源化に努めること。
- (3) 購入した容器又は処理機を設置し、適正に維持管理できること。
- (4) 市長に認められた登録販売店（以下「登録販売店」という。）から、容器または処理機を購入すること。登録販売店に関する取扱いについては、別途要領にて定める。
- (5) 容器及び処理機を設置した後、使用状況の調査等に協力できること。

(助成対象の容器及び処理機)

第3条 助成の対象となる容器は、悪臭・害虫等が外部に発散しない構造及び材質で、生ごみの減量化に資するコンポスト式容器及び密閉式容器とする。

2 助成の対象となる処理機は、乾燥方式又は微生物分解方式等で、生ごみの減量化に資するものとする。ただし、ディスポーザー型は除く。

(助成額及び数量)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて定める額とし、当該年度の予算の範囲内において交付するものとする。

- (1) 容器 購入額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとし、容器1個につき3,000円を限度とする。なお、密閉式容器については、容器1個につき発酵促進剤等1袋の購入代金を購入額に含むことができる。
- (2) 処理機 購入額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとし、処理機1台につき30,000円を限度とする。

2 助成の対象となる数量は、容器については1世帯（同居世帯は1世帯とみなす。以下同じ。）につき2個まで、処理機については1世帯につき1台までとする。

(交付申請等)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生ごみ堆肥化容器購入助成金交付申請書（様式第1号）又は電動生ごみ処理機購入助成金交付申請書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査の上交付の可否を決定し、生ごみ堆肥化容器購入助成金交付決定通知書（様式第3号）、電動生ごみ処理機購入助成金交付決定通知書（様式第4号）（以下「交付決定通知書」という。）又は交付しない旨を当該申請者に通知するものとする。

(購入方法等)

第6条 申請者は、登録販売店において、交付決定通知書に記載された日までに助成の対象となる容器又は処理機を購入するものとする。

2 申請者は、購入した容器又は処理機と引換えに、登録販売店に対し交付決定通知書及び受領書兼委任状（様式第5号）を提出し、当該助成金の請求及び助成金の受領に関する一切の権限を委任するとともに、助成金の額を差し引いた金額を支払うものとする。

（助成金交付請求の手続）

第7条 前条第2項の規定により委任を受けた登録販売店は、下記に定める書類を添付し、当該年度の3月31日までに市長に請求するものとする。この場合において、登録販売店の本社等の上部機関は、登録販売店と同一とみなす。

- (1) 助成金交付請求書
- (2) 交付決定通知書
- (3) 受領書兼委任状
- (4) その他市長が必要と認める書類

（助成金の交付）

第8条 市長は、前条の規定により請求を受けたときはその内容を審査し、適正と認めたときは助成金を交付する。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、第5条第1項の規定による交付の申請を取り下げるときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 前項の規定により交付の申請を取り下げる者が既に交付決定通知書を受けているときは、交付決定通知書を市長に返却するものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第10条 交付決定通知書を受けた者が紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、市長に届け出なければならない。

（助成金の返還命令）

第11条 市長は、申請者が申請内容等の偽り、その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

- １ この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。
- ２ 受領書兼委任状（様式第５号）については、当分の間、従前の受領書（旧様式第５号）及び委任状（旧様式第６号）をもって同様の効力を有するものとする。

附 則

- １ この要綱は、令和３年９月１日から施行する。
- ２ 生ごみ堆肥化容器購入助成金交付申請書（様式第１号）、電動生ごみ処理機購入助成金申請書（様式第２号）及び、受領書兼委任状（様式第５号）は当分の間、従前の様式をもって同様の効力を有するものとする。
- ３ この要綱の施行の日以後に行われた行為について適用し、同日前に行われた行為については、なお従前の例による。

附 則

- １ この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
- ２ 受領書兼委任状（様式第５号）は当分の間、従前の様式をもって同様の効力を有するものとする。
- ３ この要綱の施行の日以後に行われた行為について適用し、同日前に行われた行為については、なお従前の例による。

附 則

- １ この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

- １ この要綱は、令和７年７月１日から施行する。